



《発表記者会：福島県政記者会》
令和7年11月21日
東北運輸局 福島運輸支局

一般乗合旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令を発しました

令和7年7月24日に東北運輸局福島運輸支局が会津乗合自動車株式会社の若松営業所に対し監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は下記のとおり輸送施設の使用停止命令を発しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：会津乗合自動車株式会社 代表取締役 佐藤 俊材
(法人番号：6380001020359)
福島県会津若松市白虎町195番地

営業所：若松営業所
福島県会津若松市白虎町195番地

2. 行政処分等年月日 令和7年11月10日

3. 行政処分等の概要

(1)事業用自動車の使用停止処分(20日車)

令和7年11月21日から令和7年11月25日まで(4両×5日)

4. 違反の概要

(1)運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

以上

《問合せ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門
担当：新沼、関根
TEL：024-546-0345
音声ガイダンス3番